

東京都教育委員会 栄養管理臨時支援員 募集要項

項 目	内 容
職名	栄養管理臨時支援員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 6 月 10 日から令和 8 年 6 月 30 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 8 年 7 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	都立新宿山吹高等学校
職務内容	(1) 都立学校の学校給食に関する業務（栄養管理、学校給食指導、衛生管理及び物資管理の補助） (2) 上記(1)に付随する業務
応募資格・求められる能力	下記の(1)から(5)まで及び(8)の要件を全て満たし、かつ、(6)又は(7)に該当する者 (1) 栄養士法（昭和 2 2 年法律第 2 4 5 号）で定める栄養士の免許を有している (2) パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができる (3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる (4) 都民、事業者等に対し親切かつ丁寧な対応を行い、相手を理解・納得させるためにわかりやすい説明ができる (5) 組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができる (6) 都立学校での栄養士の経験（臨時的任用を含む。）を有している (7) (6)外の学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）にのっとり学校給食を提供する施設での栄養士の経験（臨時的任用を含む。）または同等の経験を有している (8) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	1 週間当たり 3 1 時間以内 （1 日の勤務時間が 7 時間 45 分以内）
勤務時間	午後 2 時から午後 8 時まで 所定勤務時間を超える勤務：原則、無
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	時間額 1, 6 9 0 円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 7, 100 円/日） ※ 原則として翌月 1 5 日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無について （一定の要件を満たした場合は有）
応募方法等	次の(1)及び(2)の書類を担当まで郵送または持参。 (1) 会計年度任用職員申込書（第 2 号様式） (2) 栄養士免許状 (3) 返信用封筒 1 通 合否通知等の郵送先住所と氏名を記入し、110 円切手を貼付

選考方法	(1) 選考結果については、合否にかかわらず本人宛郵送により通知します。 (2) 電話連絡をさせていただく場合があります。 (3) 選考経過及び結果に関する問合せには一切応じません。
問合せ	都立新宿山吹高等学校 経営企画室 〒162-8612 東京都新宿区山吹町81番地 電話（直通）03-5261-9771

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。